各都道府県、指定都市、中核市 子ども・子育て支援制度担当部局 御中

> こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

公定価格に関する FAQ (よくある質問) 等の更新について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」についてVer.23に更新、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)に関するFAQ(よくある質問)」についてVer.7に更新しましたので別添のとおり送付いたします。

下記のとおり、留意事項をお示しするため、本内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市・中核市を除く。)への周知をお願いいたします。

記

## 1 公定価格上の常勤換算の取扱いについて

「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」(令和5年4月21日付こ成保21)を発出し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(以下「最低基準」という。)で規定されている定数上の保育士に関して、「常勤の保育士」の定義の明確化を行いました。

これを受けて、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」Ver.22において、最低基準と公定価格における「常勤の保育士」・「短時間勤務の保育士」の定義を一致させるためにNo.9を修正しておりましたが、この修正により、公定価格における「短時間勤務」の定義や常勤換算の取扱いが変更されたものとの意図しない疑義が生じてしまいました。

そのため、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」No.9を再度修正し、幼稚園、認定こども園 (No.218) と保育所等 (No.219) に分割するとともに、新規のNo.220を追加して、公定価格においては、従前のとおり各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達する者を「常勤」とし、それ以外の者について常勤換算を行うよう改めて明記しました。

## 2 「公定価格に関するFAQ (よくある質問)」Ver.23の適用時期について

本事務連絡は本日より適用しますが、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」Ver.22を受けて、公定価格上の常勤換算の取扱いを変更していた自治体においては、自治体における公定価格上の常勤換算の取扱いを「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」Ver.23に則ったものに再度変更するまでの間、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」Ver.22に基づき公定価格の算定を行っても

差し支えありません。

3 技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)における「マネジメント分野に係る研修」の取扱いについて

施設型給付費等に係る処遇改善等加算IIに係る研修修了要件について、幼稚園又は認定こども園の専門リーダー及び若手リーダーにおける「マネジメント分野に係る研修」についての問い合わせが多くあることから、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算II)に関するFAQ(よくある質問)」に「マネジメント分野に係る研修」の取扱いに関する問(No. 2-9、2-36)を追加しました。

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

TEL: 03-6858-0126